

令和 7 年第 9 回 鹿沼市農業委員会総会議事録

令和 7 年 9 月 22 日（月）第 9 回鹿沼市農業委員会総会を鹿沼市役所大会議室において開催した。

出席者委員

1 番 田野井 晃 造	2 番 田 島 正 男	3 番 竹 澤 靖
4 番 関 口 清	6 番 柴 田 忠	7 番 小 林 和 夫
8 番 仲 田 裕 子	9 番 黒 川 幸 昭	10 番 奈 良 茂 男
11 番 早乙女 八重子	12 番 神 長 守 雄	13 番 松 井 研 吉
14 番 小 平 敏 男	15 番 安 生 芳 子	16 番 神 山 卓 也
17 番 金 子 重 博	18 番 大 森 用 子	19 番 青 木 正 好

（18名）

欠席委員

5 番 高 村 秀 男

会議の進行又は内容説明等のため出席した者は次のとおり。

農業委員会事務局	事務局長 橋 本 寿 夫	農地調整係長 大 貫 友 美
	主 事 渡 邊 妃奈乃	主 事 半 田 まゆか
経済部農政課	主 事 高 橋 千 諒	

この会議の書記は次のとおり。

農地調整係長 大 貫 友 美

—◇—

◎事務局長は開会に先立ち、議案第 6 号の鹿沼農業振興地域整備計画の変更（用途区分の変更）についての 2 番の案件について、地積の修正を依頼した。

◎議長（大森用子会長。以下議長）は午前 10 時 00 分に令和 7 年第 9 回鹿沼市農業委員会総会の開会を宣した。

◎議長は、日程第 1 の「議事録署名人の選任について」を諮り、次の者を指名し決定した。

10 番 奈 良 茂 男 委員、17 番 金 子 重 博 委員

◎議長は書類審査のため暫時休憩とした。

◎議長は、日程第 2、議案第 1 号の「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題と

し、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（渡邊主事） 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明いたします。今回は売買1件の許可申請が提出されました。別添の農地法第3条調査書に記載しましたとおり、いずれの案件も許可することができないものとされている農地法第3条第2項の各号には該当しないと判断し、許可要件のすべてを満たしていると考えております。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、担当地区委員の意見を求めた。

◎田島正男委員 1番、上大久保の件は、引田の●●さんから千渡の●●さんへの有償による所有権移転です。●●さんは令和2年に土地と牛舎を取得し、和牛の育成をしております。内容としては、岩手県より子牛を運び、1年間飼育して牛の所有者に戻すという仕事をしています。今飼育している頭数は340頭だそうです。今回農地を取得するのは、飼料が高騰しているので、自分で飼料作物を作りたいということです。担い手でもあり認定農業者も取得しています。飼育の実績もありますので、問題無いと思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。

◎議長は、議案第1号について質問を求めたが、質問が無いため承認について諮り、1番ついて許可することに決定した。

◎議長は、議案第2号の「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（大貫係長） 議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」説明いたします。1番は、仁神堂町において、●●申請の幼稚園敷地への転用であります。申請地は周囲を宅地及び道路に囲まれた農地であり、農地区分については第2種農地、その他の農地に区分されます。なお、本件は転用許可前から幼稚園敷地として利用していましたことから始末書が添付されております。次に2番は、加園において、●●申請の資材置場及び駐車場への転用であります。申請地は周囲を畑及び宅地に囲まれた農地であり、農地区分については農地の広がり10ha以上ある第1種農地に区分されますが、集落に接続し日常生活に必要な施設に該当します。次に3番は、上奈良部町において、●●さん申請の一般住宅への転用であります。申請地は周囲を畑及び宅地に囲まれた農地であり、農地区分については農地の広がり10ha以上ある第1種農地に区分されますが、集落に接続し日常生活に必要な施設に該当します。次に4番は、上永野において、●●さん申請の駐車場への転用であります。申請地は周囲を田、道路及び宅地に囲まれた農地であり、農地区分については農地の広がり10ha以上ある第1種農地に区分されますが、集落に接続し業務上必要な施設に該当します。以上、5条転用4件となります。お手元の調査書どおり許可基準を満たしてい

るものと判断いたしました。ご審議お願いいたします。

◎議長は、現地調査員の報告を求めた。

◎奈良茂男委員 去る9月11日に橋本局長、大貫係長、永嶋主査、金子委員と私の5名で現地調査を行いました。議案第2号については番号1番から4番となりますが、現地に問題が認められたのは、1番の仁神堂町の幼稚園敷地への転用申請でした。周囲の状況から見て転用自体は問題はないものと思われそうですが、現地は既に一部が駐車場として使用されているため始末書が必要と見て参りました。それ以外の案件については問題は認められませんでした。以上、結果として報告いたします。

◎議長は現地調査員の報告を受けた後、担当地区委員の意見を求めた。

◎田島正男委員 1番、仁神堂町の件は、仁神堂町の●●さんから●●への使用貸借権による駐車場への転用です。始末書付きにはなりますが、現地調査員の報告のとおり転用自体は問題ありませんので、ご承認をよろしくお願いいたします。

◎小林和夫委員 2番の加園の件は、加園の●●さんから、加園の●●への資材置き場及び駐車場敷地とするための転用です。●●はプロパンガスやガソリンとかの事業をいろいろやっております、事業拡張のためにこの土地が必要だということです。現地調査委員と事務局の説明のとおり問題はないと思いますので、承認のほどよろしくお願いいたします。

◎仲田裕子委員 3番の上奈良部町の件ですが、●●さんの娘である●●さんの分家住宅ということで、現地調査員の報告のとおり何も問題無いと思いますので、よろしくお願いいたします。

◎金子重博委員 4番、上永野の件は、上永野の●●さん外5名から、栃木市の●●さんへの賃貸借権による駐車場への転用です。現地調査員の報告のとおり問題ありませんので、ご承認をお願いいたします。なお相続の手続きが済んでおらず6名の相続人がおりますが、転用については全員了解しております。

◎議長は、議案第2号について質問、意見を求めたが、質問や意見が無いため承認について諮り、1番から4番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第3号と議案第4号及び議案第5号の「農用地利用集積等促進計画の公告について」を一括して議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（半田主事） 議案第3号から5号「農用地利用集積等促進計画の公告について」ご

説明いたします。農地中間管理機構が農地を貸し付ける場合は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づき、農用地利用集積等促進計画を作成し、同法19条によりこの農用地利用集積等促進計画の案を市が作成する場合には、農業委員会の意見を聞くものとされています。この度、鹿沼市長より令和7年8月29日付けで、農用地利用集積等促進計画の決定を求められております。議案書には、所有者・機構間契約、機構・受け手間契約、新規一括方式について記載しております。議案書4ページをご覧ください。所有者・機構間の売買の計画が2件、11筆、8,121㎡となっております。議案書6ページをご覧ください。機構・受け手間の売買の計画が2件、11筆、8,121㎡となっております。議案書8ページから10ページをご覧ください。新規の一括方式での計画が6件、7筆、1,502㎡となっております。以上の計画について、農地中間管理事業の推進に関する法律18条第5項第2号、第3号に掲げる各要件を満たしていると判断しました。以上、議案第3号から5号まで、まとめてご審議をお願いいたします。

◎議長は、議案第4号、議案第5号及び議案第6号について質問を求めたが、質問が無いため承認について諮り、議案第3号の1番と2番、議案第4号の3番と4番及び議案第5号の5番から10番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第6号「鹿沼農業振興地域整備計画の変更（用途区分）について」を議題とし、議案説明を経済部農政課に求めた。

◎事務局（農政課高橋主事） 議案第6号「鹿沼農業振興地域整備計画の変更（用途区分）について」ご説明させていただきます。まず用途区分の変更についてご説明させていただきます。用途区分の変更とは、農業振興地域内の農地を畜舎や農機具倉庫等の農業用の施設に変更する場合に行なわれるもので、農業に係る施設への転用を目的とするため農振除外は不要となります。ただし農地法上の農地ではなくなるため、その土地の用途を農地から農業用施設用地へと変更する手続きが必要となります。それでは今回の案件について説明させていただきます。まず番号1番、日光奈良部町、●●さん申出の農地から農業用施設用地への用途変更です。面積1筆で、1699㎡の内656.33㎡です。場所は北押原地内、北押原小学校から南東へ約430mに位置し、東を畑、北と西と南を田に接しています。利用者は申出者本人です。●●さんは申出地近隣に納屋を設置しておりましたが、令和元年10月の黒川氾濫被害により、元あった納屋が全壊しております。今回、効率的な営農のため、現在耕作している農地から100m以内で、黒川氾濫の被害の憂いのない当該申出地に納屋を新設する申し出に至りました。農業経営の発展を図るものであること、また周辺農地に与える影響が少ないことから、用途区分の変更には支障は無いと思われます。続いて番号2番、藤江町、●●さん申出の農地から農業用施設用地への用途変更です。面積は1筆で、2,933㎡の内915.53㎡です。場所は磯町地内、鹿沼市立南保育園から東へ約830mに位置し、四方を田に接しています。この案件は既に建ってしまっているという、いわゆる違反案件であり、始末書付きで申請がされております。申請地には今後設置予定であったいちごの選果

場の一部が既に設置されており、現在利用されています。今後は既に設置されている選果場に加え、農業用倉庫と保冷库を設置する予定です。農業経営の発展を図るものであること、また周辺農地に与える影響が少ないことから、用途区分の変更に支障は無いと思われます。以上で鹿沼農業振興地域整備計画の変更（用途区分）について、農政課からの説明を終わります。ご審議の程よろしくお願いいたします。

◎議長は現地調査員の報告を受けた後、担当地区委員の意見を求めた。

◎黒川幸昭委員 1番、日光奈良部町の件ですが、先ほどの事務局から説明がありましたとおり、農業用施設への区分の変更で売買による変更であります。問題無いと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

◎小平敏男委員 2番は藤江町、●●さんの用途区分変更の申請です。目的は農業用施設用地への変更ということで、9月16日に現地調査をして参りました。申請地は敷地の南側にいちごのハウスがありまして、いちごの選果場も既に設置してあります。今回、さらに農業用倉庫と保冷库を設置するという事での申し出ですが、以前から農地の用途区分に定められた農地を無断で選果場で利用していたということで、始末書付きでご承認のほどよろしくお願いいたします。

◎議長は、議案第6号について質問、意見を求めたが、質問、意見が無いため承認について諮り、議案第6号について異存無しと決定した。

◎議長は、審議に必要な全議案を終了し、報告事項については確認を要請し、午前10時40分に閉会を宣した。

—◇—

以上は、会議の経過を記載したものであるが、その内容を正確と認め署名する。

令和7年9月22日

議 長

署名委員

署名委員
